

知事に届出が必要な事項

教法：学校教育法、教令：学校教育法施行令、教則：学校教育法施行規則
私法：私立学校法、私令：私立学校法施行令、私則：私立学校法施行規則

○学校に関する事項

届出事項	根拠法令	学校種				
		小中 ※1	高 ※2	幼	専	各
目的の変更	教令第27条の2、同第27条の3	○	○	○		○
名称の変更	教令第27条の2、 同第27条の3、 教法第131条	○	○	○	○	○
位置の変更		○	○	○	○	○
学則（高等学校の広域の通信制の課程に係るもの及び収容定員に係るものを除く）の変更		○	○	○	○ ※3	○
高等学校の専攻科若しくは別科の設置・廃止	教令第27条の2		○			
分校の設置・廃止	教令第27条の2、教法第131条、教令第24条の3、同第27条の3	○	○	○	○	○
経費の見積り及び維持方法の変更	教令第27条の2	○	○	○		○
校地、校舎その他直接保育若しくは教育の用に供する土地及び建物に関する ①権利の取得・処分 ②用途の変更 ③改築等によりこれらの土地及び建物の現状の重要な変更	教令第27条の2、 教法第131条、 教令第24条の3、 同第27条の3	○	○	○	○	○
校長を定めたとき	教法第10条、同第133条、同第134条	○	○	○	○	○
二部授業の実施	教則第9条	○				

※1 小中には義務教育学校、中等教育学校を含む。

※2 高には中等教育学校を含む。

※3 専修学校については、収容定員に係るものを含む。

○学校法人（専修学校又は各種学校の設置のみを目的とする法人を含む）に関する事項

届出事項	根拠法令
寄附行為の変更のうち ①設置廃止を伴わない名称の変更 ②事務所の所在地の変更（所轄庁の変更を伴わない場合に限る） ③公告の方法の変更	私法第108条第5項、 私則第46条
登記をしたとき	私令第6条第1項、私則第61条
理事、監事、評議員又は会計監査人の就任・退任	私令第6条第2項
寄附行為に定めた解散事由の発生、破産手続開始決定による解散	私法第109条第5項
清算の結了	私法第122条